

自立支援協議会 (障害者総合支援法)

※年2-3回開催

全市連絡調整会議

※年2-3回開催

全市的課題と地域課題について共有

各区連絡調整会議

各区連絡調整会議

各区連絡調整会議

地域課題の共有等

各区事務局会議

各区事務局会議

各区事務局会議

各区で毎月開催

- ・基幹相談支援C
- ・委託相談事業所
- ・計画相談事業所 等が参加

相談内容の傾向や地域課題を明確にし、連絡調整会議にて報告する



施策推進協議会 (市条例設置) ※障害者基本法に基づき

※年2-3回開催

専門部会

相談支援事業評価部会

相談体制の整備・充実・強化について評価と対策の検討を行う
・評価基準・手法の策定→評価

地域生活支援部会

(地域支援ネットワーク運営会議)

地域課題を把握し、不足する仕組みや社会資源を満たすことを目的とする。
地域生活支援拠点(宮前ロッヂ)にて、同支援ネットワーク機能の「まいむ・まいむ」を運営
※スタッフ1名を配置
・ヘルパー人材確保の養成事業
・強度行動障害の理解を進める

権利擁護・虐待防止部会

虐待防止と権利擁護の充実の推進のため、関係機関と連携し、協議検討、普及啓発を行う
・早期発見、再発防止策の検討
・事例収集と共有
・差別解消

就労支援部会

相談体制の整備・充実・強化について評価と対策の検討を行う
・ゆうやけ相談会
・就労移行支援事業所説明会(就フェス)

地域移行支援部会

精神病院または障害入所施設からの地域移行(退院・退所)を推進することを目的に、課題に対する手法などを協議する
・地域移行の取り組みの推進
・多様な居住の場の確保の推進

子ども部会

障害分野だけでは解決できない児童に特化した課題について分野を超えて関係機関が集まり、課題解決に向けた具体的な協議を行う

相談支援部会

相談支援事業の課題を整理し、関係者同士のネットワーク構築により、障がい当事者が安心してサービス利用が受けられ、日常生活や社会生活ができるように相談支援事業の充実を図るそのために

- ①計画相談支援事業所と相談専門員の数を増やすこと
 - ②相談内容の質の向上について検討すること
- 以上2点を重点項目として協議・検討を行っている

- ①障害者施策の総合的かつ計画的な推進のための調査審議
- ②障害者施策の推進について関係行政機関の連絡調整を要する事項の調査審議

審議の結果を踏まえて

障がい者差別解消地域協議会 ※設置未定

- ・障がい者計画
- ・障がい者福祉委計画
- ・障がい児福祉計画

に反映されるよう、働きかける

共生社会の実現
生きづらさの解消

- ・計画相談支援・障害児相談支援の充実
- ・短期入所事業の充実
- ・移動支援の利便性の向上
- ・新規サービスの提供体制の円滑な整備
- ・障がい者の親亡き後の支援